

行田市余裕期間設定工事試行要領

（目的）

第1条 この要領は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資機材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、行田市が発注する建設工事において試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによるものとする。

- (1) 余裕期間 労働者などの確保や資機材の調達準備を行う期間で、契約日の翌日から工事開始の期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工事開始日）となる日の前日までの期間
- (2) 実工事期間 実際に工事を施工するために必要な期間で、工事開始日から工事完成期日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）
- (3) 工事開始期限日 発注者が設定する工事開始の期限となる日
- (4) 全体工期 契約締結日から工事完成期日までの期間
- (5) 契約工期 実工事期間
- (6) 発注者指定方式 発注者が余裕期間内で工期の開始日をあらかじめ指定する方式
- (7) 任意着手方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事開始日を選択できる方式
- (8) フレックス方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事開始日と工事完成日を選択できる方式

（対象工事）

第3条 余裕期間を設定する工事は、競争入札による工事のうち、発注者が余裕期間を設定することが有益と認める工事とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象工事から除外するものとする。

- (1) 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていない工事
- (2) 債務負担行為又は継続費を設定しておらず、かつ標準工事（実工期）の日数に発注者が示した余裕期間を加算した日数が、年度内に収まらない工事

（適用する方式）

第4条 前条により余裕期間制度の対象工事としようとする場合、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のうち、いずれかの方式を適用するものとする。

2 発注者は、前項により定めた方式をあらかじめ入札公告、特記仕様書等で入札参加者に示すものとする。

（余裕期間の設定）

第5条 発注者は、概ね4ヶ月を超えない範囲で余裕期間設定するものとする。

- 2 発注者は、発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは工事の開始日をあらかじめ定めるものとする。
- 3 発注者は、任意着手方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは工事の開始日の期限日をあらかじめ定めるものとする。
- 4 発注者は、フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは工事の完成期日をあらかじめ定めるものとする。
- 5 発注者は、前2項により定めた工事の開始日又は工事の開始期限日をあらかじめ入札公告、特記仕様書等で入札参加者に示すものとする。
- 6 任意着手方式及びフレックス方式による余裕期間制度が適用される工事の落札者は、契約締結までに、余裕期間内で工事の開始日、完成日を定め、契約締結までに別紙様式1、2により発注者に通知するものとする。ただし、工事の開始日及び完成日は、官公庁の休日に当たる日に定めることはできないものとする。
- 7 工事の完成期日は、決定した工事の開始日から、実工期を経過した日として決定するものとする。ただし、決定した工事の完成期日が官公庁の休日に当たる日となった場合は翌開庁日とする。
- 8 契約締結以降においては、受注者の都合による工事の開始日の変更は、原則、認めないものとする。

(前払金の取扱い)

第6条 対象工事に係る前払金は、工事開始日以降に請求できるものとする。

- 2 契約初年度において、前払金を支払わない旨を設計書に定めているときは、次年度以降請求できるものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第7条 当該工事現場における受注者の管理責任は、工事の開始日から発生するものとする。

- 2 余裕期間内において、受注者は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。ただし、現場に搬入しない資機材等の準備については、余裕期間内であっても受注者の責任により行うことは認めるものとする。

(技術者等の取扱い)

第8条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人を配置することを要しないものとする。

(工期の延長)

第9条 余裕期間の延長は原則認めない。

- 2 契約工期については、行田市建設工事請負契約約款に基づき変更することができる。

(工事实績情報システム(CORINS)の登録)

第10条 工事实績情報システム(CORINS)に登録する「契約工期」は全体工期とし、「技術者情報 従事期間」は、契約書に記載する工期(実工事期間)とする。

(経費の負担)

第 1 1 条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別途協議するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。